

宮代町地域防災計画 修正案 新旧対照表

※修正部分は赤字＋下線

頁	編・章・節	修正前（旧）	修正後（新）
		実施担当者一覧表 実施担当列 久喜宮代衛生組合 社会福祉協議会	実施担当者一覧表 実施担当列 久喜宮代衛生組合 <u>北本地区衛生組合</u> 社会福祉協議会
			第1編 第5章 第5節 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第2編 第3章 第4節 9 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第2編 第4章 第1節 10 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第2編 第4章 第5節 5の次に追加する。 第2編 第4章 第5節 5 河川施設の維持・補修 （略） <u>第2編 第4章 第5節 6 農業用水利施設の整備 産業観光課・産業観光班</u> ● 6～8を1繰り下げる。 第3編 第1部 第2章 第4節 1 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第1部 第4章 第2節 1、2 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第1部 第4章 第4節 1 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第1部 第4章 第6節 5 久喜宮代衛生組合 <u>（空欄）</u> 第3編 第1部 第12章 第4節 1～3 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第1部 第12章 第4節 4 久喜宮代衛生組合 <u>（空欄）</u> 第3編 第1部 第19章 第2節 3 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第2部 第4章 第6節 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第2部 第4章 第6節 1 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第2部 第14章 <u>北本地区衛生組合</u> ● 第3編 第2部 第14章 1 久喜宮代衛生組合 <u>（空欄）</u> 第5編 第10章 第2節 5 環境資源課・環境資源班 ● 久喜宮代衛生組合 <u>（空欄）</u>
		第2編 第4章 第5節 5 河川施設の維持・補修 （略）	
		第3編 第1部 第4章 第6節 5 久喜宮代衛生組合 ●	
		第3編 第1部 第12章 第4節 4 久喜宮代衛生組合 ●	
		第3編 第2部 第14章 1 久喜宮代衛生組合 ● 第5編 第10章 第2節 5 久喜宮代衛生組合 ●	

			第5編 第10章 第3節 1 <u>北本地区衛生組合</u> ●						
28	1-5-5	【久喜宮代衛生組合】 表中、 <table><tr><td>久喜宮代衛生組合</td><td>1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること 3 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること</td></tr></table>	久喜宮代衛生組合	1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること 3 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること	【久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】 表中、久喜宮代衛生組合の次に追加する。 <table><tr><td>久喜宮代衛生組合</td><td>1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること</td></tr><tr><td><u>北本地区衛生組合</u></td><td><u>1 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること</u></td></tr></table>	久喜宮代衛生組合	1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること	<u>北本地区衛生組合</u>	<u>1 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること</u>
久喜宮代衛生組合	1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること 3 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること								
久喜宮代衛生組合	1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること								
<u>北本地区衛生組合</u>	<u>1 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること</u>								
81	2-3-4	【環境資源課、まちづくり建設課、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】 9 災害廃棄物の収集・処理の体制整備 環境資源課は、宮代町災害廃棄物処理計画に基づき、久喜宮代衛生組合等と連携して、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するものとする。 (2) し尿処理体制 環境資源課は、久喜宮代衛生組合と連携し、久喜宮代衛生組合が作成する「災害時における業務運営マニュアル」に基づいて災害時に適正にし尿処理を行う。	【環境資源課、まちづくり建設課、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>、社会福祉協議会】 9 災害廃棄物の収集・処理の体制整備 環境資源課は、宮代町災害廃棄物処理計画に基づき、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>等と連携して、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するものとする。 (2) し尿処理体制 環境資源課は、<u>北本地区衛生組合と連携し、災害時に適正にし尿処理を行う。</u>						
82	2-3-4	(4) 災害廃棄物の処理体制 町は、久喜宮代衛生組合と連携して、次のような取組を行う。	(4) 災害廃棄物の処理体制 町は、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>と連携して、次のような取組を行う。						
92	2-4-1	【環境資源課、久喜宮代衛生組合】 10 廃棄物処理施設の震災予防対策 久喜宮代衛生組合と町は、廃棄物処理施設について、次のような予防対策を実施するよう努める。	【環境資源課、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】 10 廃棄物処理施設の震災予防対策 久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>と町は、廃棄物処理施設について、次のような予防対策を実施するよう努める。						

97 ～ 99	2-4-5	5 河川施設の維持・補修 (略) 6 内水ハザードマップの作成 (略) 7 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (略) 8 風水害に強いまちの形成	5 河川施設の維持・補修 (略) 【産業観光課】 6 農業用水利施設の整備 農業用排水路の周辺地区は、大雨や台風による水路の溢水等が生じた場合は甚大な被害が生じるため、農業用水利施設の防災機能強化を図るために必要な整備を行う。 (略) 7 内水ハザードマップの作成 (略) 8 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (略) 9 風水害に強いまちの形成				
113	3-(1)-2-4	【各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】	【各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合、社会福祉協議会】				
115	3-(1)-2-4	2 本部及び各班分担事務分掌 <表 3－3> 本部及び各班分担事務分掌 表中、環境資源班の救助・救命期（発災～3日）欄 <table><tr><td>環境資源班</td><td> 1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設トイレの調達 4 広域利根畜場組合との連絡調整 5 避難所におけるペットの避難状況の把握 6 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 7 動物の保護収容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 災害廃棄物処理対応 10 班内の庶務及び協力調整 11 災害情報の収集 12 他の班の支援 </td></tr></table>	環境資源班	1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設トイレの調達 4 広域利根畜場組合との連絡調整 5 避難所におけるペットの避難状況の把握 6 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 7 動物の保護収容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 災害廃棄物処理対応 10 班内の庶務及び協力調整 11 災害情報の収集 12 他の班の支援	2 本部及び各班分担事務分掌 <表 3－3> 本部及び各班分担事務分掌 表中、環境資源班の救助・救命期（発災～3日）欄 <table><tr><td>環境資源班</td><td> 1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 北本地区衛生組合からの情報収集 3 久喜宮代衛生組合への情報提供 4 北本地区衛生組合への情報提供 5 仮設トイレの調達 6 広域利根畜場組合との連絡調整 7 避難所におけるペットの避難状況の把握 8 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 9 動物の保護収容施設の斡旋 10 獣医師の斡旋 11 災害廃棄物処理対応 12 班内の庶務及び協力調整 13 災害情報の収集 14 他の班の支援 </td></tr></table>	環境資源班	1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 北本地区衛生組合からの情報収集 3 久喜宮代衛生組合への情報提供 4 北本地区衛生組合への情報提供 5 仮設トイレの調達 6 広域利根畜場組合との連絡調整 7 避難所におけるペットの避難状況の把握 8 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 9 動物の保護収容施設の斡旋 10 獣医師の斡旋 11 災害廃棄物処理対応 12 班内の庶務及び協力調整 13 災害情報の収集 14 他の班の支援
環境資源班	1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設トイレの調達 4 広域利根畜場組合との連絡調整 5 避難所におけるペットの避難状況の把握 6 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 7 動物の保護収容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 災害廃棄物処理対応 10 班内の庶務及び協力調整 11 災害情報の収集 12 他の班の支援						
環境資源班	1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 北本地区衛生組合からの情報収集 3 久喜宮代衛生組合への情報提供 4 北本地区衛生組合への情報提供 5 仮設トイレの調達 6 広域利根畜場組合との連絡調整 7 避難所におけるペットの避難状況の把握 8 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 9 動物の保護収容施設の斡旋 10 獣医師の斡旋 11 災害廃棄物処理対応 12 班内の庶務及び協力調整 13 災害情報の収集 14 他の班の支援						

		<表 3-10> 問い合わせが予想される事項一覧表 表中、仮設トイレ・トイレの汲み取りに関する情報の各班・関係機関欄 久喜宮代衛生組合	<表 3-10> 問い合わせが予想される事項一覧表 表中、仮設トイレ・トイレの汲み取りに関する情報の各班・関係機関欄 <u>環境資源班</u>																																																						
204	3-(1)-11-2	<表 3-21> 緊急輸送道路想定路線 <table><tr><th colspan="2">道路種別等</th><th>緊急輸送道路の選定理由</th></tr><tr><td rowspan="3">県道</td><td>65 号線</td><td>第 2 次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）</td></tr><tr><td>85 号線</td><td>第 2 次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）</td></tr><tr><td>154 号線</td><td>第 2 次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）</td></tr><tr><td rowspan="7">町道</td><td>67 号線</td><td>県道 65 号線から須賀小中学校へのアクセス道路</td></tr><tr><td>75 号線</td><td>県道 85 号線から国道 4 号へのアクセス道路</td></tr><tr><td>669 号線</td><td>県道 85 号線から総合運動公園へのアクセス道路</td></tr><tr><td>743・77 号線</td><td>県道 85 号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路</td></tr><tr><td>55・88・94・96 号線</td><td>県道 85 号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路</td></tr><tr><td>32 号線</td><td>県道 154 号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路</td></tr><tr><td>41・1503 号線</td><td>県道 154 号線から前原中学校へのアクセス道路</td></tr><tr><td>12・252・248・1547 号線</td><td>宮代高等学校へのアクセス道路</td></tr></table>	道路種別等		緊急輸送道路の選定理由	県道	65 号線	第 2 次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）	85 号線	第 2 次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）	154 号線	第 2 次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）	町道	67 号線	県道 65 号線から須賀小中学校へのアクセス道路	75 号線	県道 85 号線から国道 4 号へのアクセス道路	669 号線	県道 85 号線から総合運動公園へのアクセス道路	743・77 号線	県道 85 号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路	55・88・94・96 号線	県道 85 号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路	32 号線	県道 154 号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路	41・1503 号線	県道 154 号線から前原中学校へのアクセス道路	12・252・248・1547 号線	宮代高等学校へのアクセス道路	<表 3-21> 緊急輸送道路想定路線 <table><tr><th colspan="2">道路種別等</th><th>緊急輸送道路の選定理由</th></tr><tr><td rowspan="3">県道</td><td>65 号線</td><td>第 2 次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）</td></tr><tr><td>85 号線</td><td>第 2 次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）</td></tr><tr><td>154 号線</td><td>第 2 次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）</td></tr><tr><td rowspan="7">町道</td><td>67 号線</td><td>県道 65 号線から須賀小中学校へのアクセス道路</td></tr><tr><td>75 号線</td><td>県道 85 号線から国道 4 号へのアクセス道路</td></tr><tr><td>669 号線</td><td>県道 85 号線から総合運動公園へのアクセス道路</td></tr><tr><td>743・77 号線</td><td>県道 85 号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路</td></tr><tr><td>55・88・94・96 号線</td><td>県道 85 号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路 <u>東武動物公園駅東西口駅前広場から進修館へのアクセス道路</u></td></tr><tr><td>32 号線</td><td>県道 154 号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路</td></tr><tr><td>41・1503 号線</td><td>県道 154 号線から前原中学校へのアクセス道路</td></tr><tr><td>12・252・248・<u>1348</u> 号線</td><td>宮代高等学校へのアクセス道路</td></tr></table>	道路種別等		緊急輸送道路の選定理由	県道	65 号線	第 2 次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）	85 号線	第 2 次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）	154 号線	第 2 次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）	町道	67 号線	県道 65 号線から須賀小中学校へのアクセス道路	75 号線	県道 85 号線から国道 4 号へのアクセス道路	669 号線	県道 85 号線から総合運動公園へのアクセス道路	743・77 号線	県道 85 号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路	55・88・94・96 号線	県道 85 号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路 <u>東武動物公園駅東西口駅前広場から進修館へのアクセス道路</u>	32 号線	県道 154 号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路	41・1503 号線	県道 154 号線から前原中学校へのアクセス道路	12・252・248・ <u>1348</u> 号線	宮代高等学校へのアクセス道路
道路種別等		緊急輸送道路の選定理由																																																							
県道	65 号線	第 2 次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）																																																							
	85 号線	第 2 次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）																																																							
	154 号線	第 2 次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）																																																							
町道	67 号線	県道 65 号線から須賀小中学校へのアクセス道路																																																							
	75 号線	県道 85 号線から国道 4 号へのアクセス道路																																																							
	669 号線	県道 85 号線から総合運動公園へのアクセス道路																																																							
	743・77 号線	県道 85 号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路																																																							
	55・88・94・96 号線	県道 85 号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路																																																							
	32 号線	県道 154 号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路																																																							
	41・1503 号線	県道 154 号線から前原中学校へのアクセス道路																																																							
12・252・248・1547 号線	宮代高等学校へのアクセス道路																																																								
道路種別等		緊急輸送道路の選定理由																																																							
県道	65 号線	第 2 次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）																																																							
	85 号線	第 2 次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）																																																							
	154 号線	第 2 次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）																																																							
町道	67 号線	県道 65 号線から須賀小中学校へのアクセス道路																																																							
	75 号線	県道 85 号線から国道 4 号へのアクセス道路																																																							
	669 号線	県道 85 号線から総合運動公園へのアクセス道路																																																							
	743・77 号線	県道 85 号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路																																																							
	55・88・94・96 号線	県道 85 号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路 <u>東武動物公園駅東西口駅前広場から進修館へのアクセス道路</u>																																																							
	32 号線	県道 154 号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路																																																							
	41・1503 号線	県道 154 号線から前原中学校へのアクセス道路																																																							
12・252・248・ <u>1348</u> 号線	宮代高等学校へのアクセス道路																																																								
219	3-(1)-12-4	【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】 1 災害廃棄物への対応の流れ <図 3-21> 災害廃棄物への対応の流れ <u>図中、事務局枠</u> ■久喜宮代衛生組合での対応が困難、又は不足する場合 <u>図中、環境資源班枠</u> ■仮設トイレの調達 ■久喜宮代衛生組合からの情報収集 ■久喜宮代衛生組合に対する情報提供	【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】 1 災害廃棄物への対応の流れ <図 3-21> 災害廃棄物への対応の流れ <u>図中、事務局枠</u> ■久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>での対応が困難、又は不足する場合 <u>図中、環境資源班枠</u> ■仮設トイレの調達 ■久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>からの情報収集 ■久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>に対する情報提供 <u>■収集車の被害状況の調査</u> <u>■し尿・生活ごみの搬送</u> <u>■対応が困難、又は不足する場合</u> <u>・事業者への応援要請</u>																																																						

		図中、久喜宮代衛生組合枠 ■災害時における業務運営マニュアルによる計画的なごみ・し尿処理 ■し尿処理施設及びごみ処理施設の被害状況（収集車を含む）の調査 ■施設の復旧対策 ■生活ごみの搬送及び処分 ■対応が困難、又は不足する場合 ・事業者への応援要請 【環境資源班、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合】 2 基本的な考え方	図中、久喜宮代衛生組合枠 ■災害時における業務運営マニュアルによる計画的な<u>ごみ処理</u> ■<u>ごみ処理施設の被害状況の調査</u> ■施設の復旧対策 ■<u>生活ごみの処分</u> ■対応が困難、又は不足する場合 ・事業者への応援要請 図中、環境資源班枠から北本地区衛生組合枠への流れを追加する。 <u>北本地区衛生組合</u> ■災害時の計画的なし尿処理 ■し尿処理施設の被害状況の調査 ■施設の復旧対策 ■<u>し尿の処分</u> ■<u>対応が困難、又は不足する場合</u> ・<u>事業者への応援要請</u> 【環境資源班、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】 2 基本的な考え方
221	3-(1)-12-4	【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】 3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理 (1) 情報の収集 災害が発生した場合、資源循環班は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合から収集する。また、あわせて、税務班が収集した情報（町内の被害状況、避難所の開設状況及び避難者数）を久喜宮代衛生組合に提供する。 ① ごみ処理施設の被害状況 ② し尿処理施設の被害状況	【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】 3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理 (1) 情報の収集 災害が発生した場合、<u>環境資源班</u>は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>から収集する。また、あわせて、税務班が収集した情報（町内の被害状況、避難所の開設状況及び避難者数）を久喜宮代衛生組合<u>及び北本地区衛生組合</u>に提供する。 ① ごみ処理施設の被害状況 ② し尿処理施設の被害状況

		③ 収集車の被害状況等 (2) マニュアルに基づく廃棄物処理 久喜宮代衛生組合は、町からの情報を踏まえ「災害時における業務運営マニュアル」に基づき、計画的にごみ・し尿の収集を行う。 4 トイレ対策	<u>③ (削除)</u> (2) マニュアルに基づく廃棄物処理 <u>町は、災害廃棄物処理実行計画に基づき、計画的にごみ・し尿の収集を行う。また、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合は、町からの情報を踏まえ、計画的にごみ・し尿の処理を行う。</u> 【事務局、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班_____】 4 トイレ対策
222	3-(1)-12-4	(6) 汲み取り及び消毒依頼 仮設トイレを設置した場合、環境資源班は久喜宮代衛生組合に対し、設置場所、設置数等を報告し、災害時における業務運営マニュアルに基づき、定期的に汲み取りを実施するよう依頼する。なお、汲み取り後の消毒については、健康介護班に依頼するものとする。 5 生活ごみ (1) 廃棄物の分別の徹底 環境資源班は、避難所運営班と連携して、日常の生活ごみについても、久喜宮代衛生組合の「資源」と「ごみ」の分別を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるよう指導を行う。	(6) 汲み取り及び消毒依頼 仮設トイレを設置した場合、環境資源班は<u>災害廃棄物処理実行計画に基づき、定期的に汲み取りを実施する。</u>なお、汲み取り後の消毒については、健康介護班に依頼するものとする。 5 生活ごみ (1) 廃棄物の分別の徹底 環境資源班は、避難所運営班と連携して、日常の生活ごみについても、_____「資源」と「ごみ」の分別を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるよう指導を行う。
250	3-(1)-19-2	【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】 3 地震発生後の対応	【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>、社会福祉協議会】 3 地震発生後の対応
266	3-(2)-4-6	【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合】	【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】
267	3-(2)-4-6	【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合】 1 本部への情報の集約	【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】 1 本部への情報の集約

273	3-(2)-6	【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】 3 がれき処理	【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班_____】 3 がれき処理
282	3-(2)-14	【事務局、総務班、企画財政班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】 【環境資源班、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合】 1 防疫及び水害廃棄物処理対策 大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、町及び久喜宮代衛生組合は連携して、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。	【事務局、総務班、企画財政班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>】 【環境資源班、まちづくり建設班、_____】 1 防疫及び水害廃棄物処理対策 大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、町は、_____水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。
296	4-3-2	<表4-2> 災害住民相談対応事項 表中、環境相談の担当欄 久喜宮代衛生組合	<表4-2> 災害住民相談対応事項 表中、環境相談の担当欄 <u>環境資源班</u> <u>久喜宮代衛生組合</u>
363	5-10-2	【総務課、企画財政課、住民課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課、久喜宮代衛生組合】 5 避難対策	【総務課、企画財政課、住民課、町民生活課、<u>環境資源課</u>、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課_____】 5 避難対策
364	5-10-3	【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】 1 情報の収集・伝達	【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、<u>北本地区衛生組合</u>、社会福祉協議会】 1 情報の収集・伝達